

関係府省連絡会議の進め方について（案）

- 1 産業遺産情報センターに関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）においては、産業遺産情報センターの機能、設置場所、展示方法等について検討を行う。
- 2 連絡会議は、原則として非公開とし、議事要旨及び連絡会議で配布された資料を速やかに公表する。ただし、議長が特に必要と認める時は、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- 3 このほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。